



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.11 2003年05月28日

台湾商標法改正施行

本年4月29日に立法院(国会)を通過した台湾改正商標法は本日、2003年05月28日付總統令にて公布されました。改正法第94条により6カ月後の2003年11月28日から施行されることとなります。

改正の要点については次の通りであります。改正案では2カ月間であった登録後の異議申立期間が3カ月間に修正されています。

記

1. 商標の定義拡大

サービスマークの規定を削除して商標の意義を拡大し、商品及びサービスを標示するものは全て「商標」として保護する。(改正条文第2条)

2. 出願手続の緩和

「使用意思宣誓書」が提出不要になる。(改正条文第2条)

3. 音声及び立体形状も商標の構成要素であると追加制定(改正条文第5条)

4. 商標使用の定義を改正

電子商務及び国際インターネットの普及に伴い、現行条文第6条が規定する商標使用の態様を今日の経済活動の発展情勢に合わせて、商標使用の定義を改正する。(改正条文第6条)

5. 一申請案で多分類指定可能の制度を採用(改正条文第17(4)条)

6. 分割制度を導入

今回改正の一申請案で多分類指定可能の制度を採用することに合わせて、申請人又は商標権者は必要であれば、申請中に一つの申請案を二つ以上の申請案に分割請求することが可能となり、登録後に部分商品又はサービスを分割移転することも可能となる。また、異議申立及び審判案件が確定する前に商標権を分割申請することも可能となる。(改正条文第21条、第31条)

7. 登録後の異議申立制度を採用し、商標の登録申請期間を短縮

申請人が迅速に商標権を取得できるように商標の登録申請期間を短縮し、公告決定となった申請案については申請人が第1回目の登録費用を納付した後、直ちに登録公告される。該商標の登録は不適法であると主張する者がいれば、登録公告日より3カ月以内に異議申立することができる。(改正条文第25条、第40条)

8. 連合商標制度の廃止及び防護標章制度の廃止

連合商標制度を廃止する。また、防護標章制度も廃止する。登録済連合商標及び出願中の連合商標は改正施行日より独立商標と見なされる。登録済防護標章は存続期間の満了日前に独立商標へ変更申請をしなければならない。出願中の防護標章は改正施行日より独立商標と見なされる。(現行条文第22条を削除、第86条及び第87条を改正条文とする)

9. 更新登録出願の実体審査を廃止(現行条文第25条第2項を削除する)

10. 不使用取消申請案の利害関係人資格の制限を削除

商標制度の持つ保護価値の公的利益の観点に基づき、不使用商標は公衆に審査を開放すべきであり、申請人が利害関係人でなければならないという制限を削除する。(改正条文第57条)

以上